

## ○海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付要綱

令和2年12月21日

告示第133号

### (趣旨)

第1条 この告示は、市の定住人口の増加を図り、地域の活力と魅力あるまちづくりを実現するため、定住を目的とした住宅を市内で取得した若年層の転入者に対して、市の予算の範囲内において海津市帰郷応援住宅取得奨励金として海津市商品券を交付することに関し、海津市補助金等交付規則(平成17年海津市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、トイレ、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する建築物で、専ら自己の居住の用に供するもの(店舗との併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。)をいう。
- (2) 取得 住宅の新築又は新築住宅若しくは中古住宅の購入をいい、増築、相続又は贈与によるものを除く。
- (3) 奨励金 海津市商工会が発行する商品券をいい、事前に登録された市内の店舗に限り使用することができるものをいう。

### (対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれの要件にも該当する者(以下「対象者」という。)に対し、奨励金を交付することができる。

- (1) 令和2年1月1日から令和6年12月31日までの間に市内において住宅を取得した者。ただし、共有で住宅を取得したときは、世帯の合算した持分が2分の1以上ある場合に限り、所有権を有する世帯の世帯員のうち1人を当該住宅を取得した者として取り扱うものとし、当該持分が2分の1ずつとなるときは、いずれかの世帯を所有権を有する世帯として取り扱うものとする。
- (2) 他の市区町村から市に転入し、取得した住宅に居住した者。ただし、住宅

を取得する前に転入したときは、平成31年4月1日以降に転入した者

- (3) 市に転入した日の前日から起算して過去3年間に市内に住所を有していない者
- (4) 住宅を取得した年度の4月1日における年齢が夫婦共に満45歳以下の者
- (5) 第6条の申請時において、配偶者又は子を含む2人以上の世帯員を構成している者
- (6) 世帯員の全員に市税、使用料等の滞納がない者
- (7) 海津市三世帯同居世帯定住奨励金交付要綱(令和2年海津市告示第134号)に基づく奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとし、30万円を限度とする。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金の交付は、対象者が住宅を取得後、新たに固定資産税が課されることになった年度に行うものとする。

(申請の方法)

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、前条の規定による交付の期間において、海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し
- (2) 住宅の建物の登記簿謄本の写し
- (3) 住宅に入居する世帯員全員の市税等の納税状況等の調査を認める同意書

(様式第2号)

- (4) 卒業証書等、過去市内の学校を卒業したことが分かるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書は、当該年度の5月1日から6月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定し、又は申請を却下したときは、海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(請求及び奨励金引換証の交付)

第8条 前条第2項の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けた者(以下「奨励金交付決定者」という。)は、海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、海津市帰郷応援住宅取得奨励金交付事業商品券引換証兼領収書(様式第5号。以下「引換証兼領収書」という。)を、年度内に2回に分けて奨励金交付決定者に対し交付するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 奨励金交付決定者は、前条の規定により引換証兼領収書の交付を受けたときは、遅滞なく当該引換証兼領収書を海津市商工会に提出し、奨励金の交付を受けるものとする。

(届出)

第10条 奨励金の交付を受けた奨励金交付決定者(以下「奨励金受領者」という。)は、奨励金受領後1年以内に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、海津市帰郷応援住宅取得奨励金に関する変更届出書(様式第6号)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所に変更があったとき。
- (2) 住宅の登記名義に変更があったとき。
- (3) 住宅が滅失したとき。

(奨励金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、奨励金交付決定者又は奨励金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の返還

を求めることができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年度から新たに課税される住宅の取得について適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

項目	補助額	備考
基準額	250,000円	対象となる1世帯に対しての基準額
家族加算	30,000円	満18歳未満の子供が1人以上いる世帯の場合
地縁加算	20,000円	申請者が市内の小学校、中学校又は高校を卒業した場合

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第10条関係)